

○国土交通省令第二十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第二項、第八条第一項、第十一条の三第五項、第六十六条及び第六十八条の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(新規登録の添付書類)</p> <p>第一条の四 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 旅行業に係る申請については、次に掲げる書類</p> <p>(1) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(2) 申請者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、(1)に掲げる書類について公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(営業保証金の額)</p> <p>第七条 法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表第一の額（旅行者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、別表第一の額に別表第二の額を加えた額）とする。</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>3 地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、第一項第一号から</p>	<p>(新規登録の添付書類)</p> <p>第一条の四 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 旅行業に係る申請については、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(新設)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(営業保証金の額)</p> <p>第七条 法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>3 地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第</p>

第三号までに掲げる科目（観光庁長官が告示で定めるものを除く。）とする。

（法第六十八条の団体）

第六十五条 法第六十八条の規定により旅行者等若しくは旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行サービス手配業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 目的
- 三 事業の概要
- 四 代表者の氏名
- 五 成立の年月日
- 六 団体を組織する旅行者等若しくは旅行関連業務従事者又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

（解散等の届出）

第六十六条 法第六十八条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官（旅行者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

昭和三十九年（第三号）

第三号までに掲げる科目（観光庁長官が告示で定めるものを除く。）とする。

（法第六十八条の団体）

第六十五条 法第六十八条の規定により旅行者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 目的
- 三 事業の概要
- 四 代表者の氏名
- 五 成立の年月日
- 六 団体を組織する旅行者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

（解散等の届出）

第六十六条 法第六十八条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官（旅行者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

昭和三十九年（第三号）

15 罇 日 =	1100 ㄚ 日
35 罇 日 =	1300 ㄚ 日
55 罇 日 =	1500 ㄚ 日
75 罇 日 =	1600 ㄚ 日
110 罇 日 =	1700 ㄚ 日
160 罇 日 =	1800 ㄚ 日
220 罇 日 =	2000 ㄚ 日
330 罇 日 =	2200 ㄚ 日
440 罇 日 =	2800 ㄚ 日
550 罇 日 =	3400 ㄚ 日
1000 罇 日 =	3900 ㄚ 日
2100 罇 日 =	5000 ㄚ 日
2100 罇 日 以下 1000 罇 日 以上 ㄚ	1100 ㄚ 日

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にされた旅行業法第四条の登録の申請又は同法第六条の三の有効期間の更新の登録の申請であつて、観光庁長官による登録をどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。